

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約書」という)は、同封されたライセンス証明書に記載された製品(プログラム、付随サンプルおよび電子文書・印刷文書などを含む。以下「本製品」という)に関して、お客様とインフォテック株式会社(以下「弊社」と)との間に締結されるものです。本製品をコンピューターに導入、またはパスワードの取得請求を行うことにより、ここに記述された本契約書の条項に同意したものとみなされます。

1. 許諾

- (1) 本製品を格納した媒体、資料などはご購入いただいたお客様に所有権がありますが、本製品の使用については、本契約書をもって許諾されるものです。
- (2) お客様は本製品の使用においては、本製品を導入する(本製品の動作対象とするOSが稼動している)コンピューターに対して発行されたライセンスパスワード(又はハードウェア・プロテクトキー)と共に使用することが義務づけられます。
- (3) 本製品がサーバーライセンス製品の場合は、お客様は本契約書により、本製品サーバーライセンス数と同数のサーバーコンピューター(サーバーOSが稼動しているもの)に導入する非独占的な使用権を許諾されます。
- (4) 本製品がクライアントライセンス製品の場合は、お客様は本契約書により、本製品クライアントライセンス数と同数のコンピューター(クライアントOSが稼動しているもの)から使用する非独占的な使用権を許諾されます。
- (5) お客様がリースにより本製品を導入されている場合は、お客様はリース会社とのリース契約に基づき使用許諾を受けることになります。

2. 譲渡

お客様は、本製品及び本製品に付属するマニュアル、書類等の全てについて弊社に譲渡先を文書(ユーザー登録用紙など)で通知する事により、第三者に譲渡することが出来ます。尚、この譲渡を行った場合には、譲渡したお客様は以後、本製品のいかなる複製も所持、使用できません。また、譲り受けた第三者は、この契約上の義務を負います。

3. 著作権

本製品についての権限、著作権およびその他の知的財産権は、弊社が有するものであり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

4. 制限事項

お客様は、別途の契約に認められている場合を除き、その方法の如何に関わらず、本製品のプログラムの修正、変更及び本製品が生成するコードについて、逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングをする事は出来ません。

5. 保証

弊社は、本製品が、お客様への納入日から1年間に限り、付属のマニュアル、書類等に記載された仕様に合致すること、及び提供した本製品のプログラムを記録している媒体(DVD、CDなど)、本製品に付属するマニュアル、書類等に瑕疵が無いことを保証します。ただし、本プログラムの欠陥が修正されることを保証するものではありません。万一、当該期間中に本製品が本保証規定を満たさなかった場合には、お客様がお支払いになった購入代金を返還するか、無償で交換いたします。お客様が本製品を交換した場合は、元の保証期間の残りの期間について保証が継続します。

6. 責任の制限

お客様は、自らの費用と責任において、本製品の導入、使用等、本製品を利用した業務の管理を行っていただくものとし、弊社は、本製品の使用に関わる(使用できなかった場合についても)直接的、間接的または派生的損害などいかなる損害にも責任を負わないものとします。

7. 秘密保持

お客様は、本製品に関する情報のうち、公然と知られていないものについて秘密を保持するものとし、弊社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとします。

8. 期間及び契約解除

お客様は、本契約の条項に従って使用する限り、本契約が解除されるまで本製品を使用することができます。お客様は、いつでもこの契約を解約することが出来ます。又、弊社は、お客様が本契約の条項に従わなかった場合、催告を要せず本契約を解除する権利を有します。本契約が解除された場合には、お客様はただちに本製品および複製物を破棄し、その旨を弊社に文書で報告しなければなりません。

9. その他

お客様は、本製品の使用にあたり、著作権法、輸出規制関連法を遵守するものとします。

本契約に関してご不明な点等ございましたら、下記宛にご連絡下さい。

インフォテック 株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-25

Tel.03-3360-6751 Fax.03-3360-6759